
令和2年度
教育委員会事務点検・評価報告書
(令和元年度事業・取組)



令和2年8月
尼崎市教育委員会

目次

I	概要	1
1	点検及び評価の趣旨.....	1
2	教育委員会の構成.....	2
II	教育委員会の活動状況	3
1	教育委員会会議.....	3
2	教育委員協議会.....	8
3	尼崎市総合教育会議.....	9
III	尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況	10
1	就学前教育.....	12
2	義務教育	16
3	高等学校教育.....	22
4	豊かな心の育成、いじめ防止	24
5	不登校対策.....	28
6	特別支援教育.....	32
7	教育環境の整備.....	36
8	教員の育成・勤務環境の整備.....	42
9	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実.....	46
10	文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供.....	50
IV	参考	55
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	55
2	施策（事業）一覧.....	55

I 概要

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価した結果を報告するものです。

また、尼崎市教育委員会では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする、尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、P D C A サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

尼崎市教育振興基本計画とは

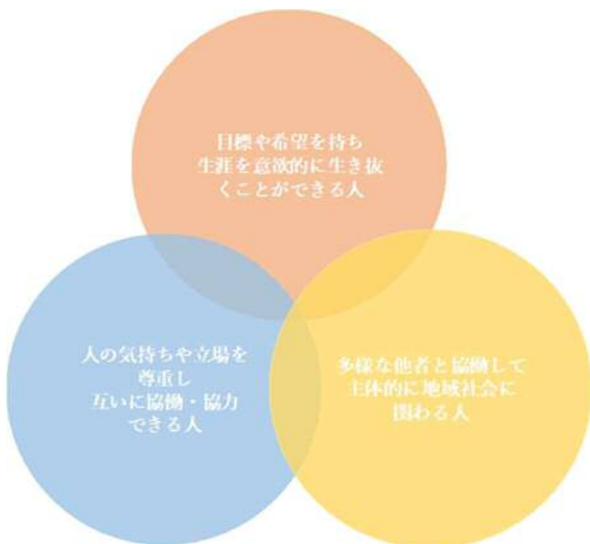
平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、長期的な展望に基づき、5 カ年スパンの教育施策の方向性を示すとともに、市民の皆様とのビジョンの共有を目指し、基本理念と 10 項目の各論で構成した計画。

教育の基本方針

未来志向の教育

個の尊厳や人権の尊重

家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



各 論

- 1 就学前教育
- 2 義務教育
- 3 高等学校教育
- 4 豊かな心の育成、いじめ防止
- 5 不登校対策
- 6 特別支援教育
- 7 教育環境の整備
- 8 教員の育成・勤務環境の整備
- 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

2 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

<尼崎市教育委員会（令和2年8月1日現在）>



松本 教育長



礒田教育長職務代理者



仲島 委員



徳山 委員



太田垣 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	松本 眞		平成31年4月1日～令和4年3月31日
教育長職務代理者	礒田 雅司	会社役員	平成31年3月30日～令和4年3月31日
委員	仲島 正教	教師育成塾主宰	平成30年4月1日～令和3年3月31日
委員	徳山 育弘	弁護士	平成31年4月1日～令和5年3月31日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和2年4月1日～令和6年3月31日

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】

(平成31年度・令和元年度開催分) 定例会 12回、臨時会 13回

4月 10日 (臨時会)

協議・報告 (仮称) 尼崎市立学校給食センター整備運営事業者選定委員の委嘱について

4月 22日 (定例会)

議案第11号 旧若草中学校解体工事請負契約の変更契約について

議案第61号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令について

議案第62号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

議案第63号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

議案第64号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

協議・報告 尼崎市スポーツ推進審議会への諮問について

5月 13日 (臨時会)

議案第39号 令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について

5月 27日 (定例会)

議案第40号 職員の人事について

議案第41号 令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択方針について

協議・報告 新たな尼崎市教育振興基本計画の策定について

協議・報告 12月20日に発生した中学校生徒自死事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」の答申を踏まえた再発防止策の進捗状況について

協議・報告 尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について

6月 24日 (定例会)

協議・報告 県内初となる公設民営の教育支援室の運営など不登校児童生徒の居場所づくりの充実について

協議・報告 平成30年度 あまっ子ステップ・アップ調査の結果について

7月 8日（臨時会）	
議案第 42 号	尼崎市社会教育委員の解嘱について
議案第 43 号	尼崎市立小学校のプール施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 44 号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
7月 18日（臨時会）	
議案第 45 号	職員の人事について
7月 22日（臨時会）	
議案第 46 号	尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第 47 号	尼崎市社会教育委員の解嘱について
議案第 48 号	尼崎市社会教育委員の委嘱について
議案第 49 号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第 50 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
7月 22日（定例会）	
議案第 51 号	令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
8月 9日（臨時会）	
報告第 3 号	職員の人事について
議案第 52 号	尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 53 号	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
8月 26日（定例会）	
議案第 54 号	尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について
協議・報告	平成30年度 社会教育委員会議の協議経過とまとめ
9月 24日（定例会）	
議案第 55 号	尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
10月 15日（臨時会）	
議案第 56 号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
10月 28日（定例会）	
議案第 57 号	尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
議案第 58 号	尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
協議・報告	平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果報告について

11月 7日（臨時会）	
議案第 59 号	職員の人事について
11月 25日（定例会）	
議案第 60 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 61 号	令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 62 号	令和2年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第 63 号	令和2年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第 64 号	令和2年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
協議・報告	尼崎市教育振興基本計画（素案）について
協議・報告	尼崎市スポーツ推進計画（素案）について
協議・報告	計算科について
12月 9日（臨時会）	
議案第 65 号	事業契約に係る教育委員会の意見について
12月 23日（定例会）	
議案第 66 号	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について
議案第 67 号	尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例について
議案第 68 号	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
協議・報告	第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募手続の実施について
1月 27日（定例会）	
議案第 1 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
議案第 4 号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定について
協議・報告	いじめの重大事態について
2月 3日（臨時会）	
議案第 5 号	令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 6 号	令和2年度尼崎市一般会計教育関係予算について
議案第 7 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

	協議・報告	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について
2月	25日(定例会)	
	報告第1号	令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	協議・報告	尼崎市教育振興基本計画の策定について
	協議・報告	尼崎市スポーツ推進計画の策定について
3月	9日(臨時会)	
	議案第8号	職員の人事について
3月	18日(臨時会)	
	議案第9号	職員の人事について
	議案第10号	職員の人事について
	議案第11号	職員の人事について
3月	23日(定例会)	
	議案第12号	職員の人事について
	議案第13号	尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
	議案第14号	尼崎市立教育総合センター管理運営規則の一部を改正する規則について
	議案第15号	尼崎市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第16号	尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について
	議案第17号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
	議案第18号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
	議案第19号	尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
	議案第20号	尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
	議案第21号	尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について
	議案第22号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
	議案第23号	尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
	議案第24号	尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について
	議案第25号	尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について

議案第 26 号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
議案第 27 号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第 28 号 尼崎市指定文化財の指定について

3 月 27 日（臨時会）

議案第 29 号 職員の人事について
議案第 30 号 尼崎市いじめ問題対策審議会臨時委員の委嘱について

2 教育委員協議会

原則として偶数月第2月曜日に、教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

(令和元年度開催分) 6回

5月 13日

- ・ 体育大会視察について

6月 10日

- ・ 第2回総合教育会議について

7月 8日

- ・ 令和2年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

11月 11日

- ・ 非常変災時における臨時休業の判断基準について
- ・ 尼崎市スポーツ推進計画について
- ・ 令和2年度向け教育委員会の主要施策(案)について
- ・ 令和2年度教育委員会定例会等の日程について
- ・ 9月議会における一般質問及び決算総括質疑の概要について
- ・ 「STOP it」の実施状況について

2月 3日

- ・ 令和2年度教育委員会定例会等の日程について
- ・ 大庄地域課の取組について
- ・ 大庄北生涯学習プラザの施設見学について
- ・ 大庄南生涯学習プラザの施設見学について

3月 18日

- ・ 令和2年度教育委員会定例会等の日程について
- ・ 歴史博物館の視察について

3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】

(平成31年度・令和元年度開催分) 5回

4月 10日

- ・重大事態について
- ・教育振興基本計画の策定について
- ・平成31年度主要施策について

5月 16日

- ・市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について

6月 10日

- ・市立尼崎高等学校野球部調査と市立尼崎高等学校全校調査について
- ・市立尼崎高等学校体罰事案を踏まえた再発防止策について
- ・いじめ再発防止に向けた取組みの進捗状況について

10月 28日

- ・体罰に係る全市調査について
- ・体罰根絶に向けた有識者会議の実施状況について
- ・尼崎市教育大綱について

2月 25日

- ・体罰根絶に向けた取組みについて
- ・いじめ再発防止策の進捗状況について

Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

尼崎市教育振興基本計画に掲げる取組方針をもとに各施策（事業）の執行状況等を記載しています。

【12 ページ以降の評価書の見方】

1 ○○○○ -○○○○○○○○○○○○○-

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

尼崎市教育振興基本計画の各論分類ごとに項目を設け、計画に掲げる「将来の目指す姿」「計画期間に早期に実現を目指す取組」「計画期間内に実施を目指す取組」を転記しています。

◆○○○○○ <主担当課：○○課>

目的	施策（事業）の目的やこれまでの取組と成果、今後の課題について記載しています。
取組と成果	
課題	
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	

これまでの取組と成果、課題を踏まえ、令和2年度に取り組む（取り組んでいる）事項について記載しています。

施策評価との関係				
02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
○				

03-4

07-他

本市の施策評価において関連する施策・施策の展開方向に“○”を付けています。

【参考：尼崎市施策評価における施策名・施策の展開方向】

施策名	施策の展開方向	
02	生涯学習	1 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
		2 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
03	学校教育	1 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。
		2 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
		3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
		4 子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。
04	子ども・子育て支援	3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
14	魅力創造・発信	1 まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。
		4 まちの歴史とともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。

(このページは白紙です)

1 就学前教育 ―後伸びする力や生きる力の基礎などを育成―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎ⁱなどを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレムⁱⁱなどの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上



i 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ii 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

◆幼稚園教育の振興 ＜主担当課：幼稚園・高校企画推進担当＞

		施策評価との関係				
目的	市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げた6つの柱を推進する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	モデル10地区での幼保小連携に取り組み、より多くの実践例を蓄積するとともに、公立・私立の就学前施設と公立小学校教員らを対象とした意見交換会の開催など、幼児期と児童期の学びの滑らかな接続を推進した。また、各市立幼稚園への特別支援教育専門相談員の派遣や体験保育などを実施し、在園児だけではなく市内の就学前子どもの子育て支援を推進した。					○
課題	幼保小連携推進事業において、これまでの実績としては、それぞれの参加に対する意識に違いが見られ、特に小学校の参加傾向が低く、取組意義の認識度にも幼保とは温度差が感じられる。小・中学校と同様に、就学前施設においても特別な支援を要する子どもが増えており、それぞれの子どもに適した教育の環境づくりに取り組む必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	幼保小連携推進事業については、小学校からの参加者をはじめ、各参加者の取組姿勢の変革に資し、事業成果を高めるため、令和元年度に引き続き、市内を10地区に分けて各地区ごとに事業を推進する中で、参加者全員が積極的に取り組むことを促す。 今までの公立幼保小での連携の枠を超えて、私立幼稚園等の参加を募るほか、年間スケジュールを早い段階で、各校園所に発信するなど、公開授業等に参加しやすい環境づくりに取り組む。 特別な支援を要する子どもの対応については公私立の療育施設との連携や研究を進め、特別な支援を要する子どもに適した教育の環境づくりの検討を行う。					

◆就学前教育のあり方の検討 ＜主担当課：幼稚園・高校企画推進担当＞

		施策評価との関係				
目的	市立幼稚園だけに限らず、関係部局と連携して、今後の市内の就学前教育のあり方を整理する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	令和元年度、こども青少年本部会議において、本市就学前教育のあり方について検討が必要なことを確認し、こども青少年局、教育委員会事務局において協議を進めた。					○
課題	平成24年の尼崎市立幼稚園教育振興プログラム策定時とは、就学前教育を取り巻く状況や共働き世帯の増加により保育のニーズが急激に変化しており、市立幼稚園の役割等、今後の就学前教育のあり方を検討する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	市立幼稚園としての役割を持続的に果たすため、認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、市立幼稚園の再配置などについて、関係者等多方面の意見も聞く中で、今後の就学前教育のあり方を検討する。					

◆市立幼稚園一時預かり事業 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	働きながら子育てする家庭等の支援や子育てに不安やストレスを抱える保護者の負担軽減を図る。					
取組と成果	通常の保育日だけでなく、令和元年度からは長期休業日においても一時預かりを市立幼稚園9園全園で実施した。1園あたりの平均利用者数は、平成30年度1,545人、令和元年度1,711人であった。					○
課題	会計年度任用職員制度の開始により、一時預かり事業補助員の週あたりの勤務時間が短縮されたため、長期休業期間における安定的な一時預かり実施について、勤務体制などを整える必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、長期休業日を含む通年での一時預かりを実施し、働きながら子育てする家庭等を支援する。					

(このページは白紙です)

2 義務教育 — 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版 授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感ⁱの醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALTⁱⁱの配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し



◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度にあった課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

i 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

ii 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

◆学力定着支援 ＜主担当課：学校教育課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	一人ひとりのつまずきを早期に把握し、解消するために、よりきめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、すべての子ども達の確かな学力を保証する。					
取組と成果	全ての小・中学校で放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することで基礎学力の向上を図った。 そうした中、「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果の経年変化を比較したところ、小学校においては学力向上の成果が見られた。			○		
課題	令和元年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、一部の学年・教科において、D層が30%以上という結果が見られた。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	全国と差が見られる状況にあるため、引き続き全ての小・中学校において放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することで基礎学力の向上を図るとともに、モデル事業（多層指導モデル（MIM）研究、中学校1年生夏季勉強会）の分析及びモデル校拡充に向けた検討を行う。 さらに、課題の見られる学校においては指導主事等による学校訪問において課題を共有し、助言を行い、成果の上がっている学校については、その取組と「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果との相関関係を分析し、情報共有を図る。					

◆授業改善の推進 ＜主担当課：学校教育課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力や判断力を養うため、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。					
取組と成果	指導主事が学期に一度学校を訪問・指導し、授業の質的な改善を図るとともに、各校における講師の招聘等に係る経費等を支援した。 令和元年度「あまっ子ステップ・アップ調査」における、主体的・対話的で深い学びに関する項目において肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小72.5%、中58.7%（全国との比較：小-3.3%、中-3.4%）であった。			○		
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」における、主体的・対話的で深い学びに関する項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合は全国と比較すると小-3.3%、中-3.4%であった。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き指導主事等が計画的に学校を訪問し、授業視察するとともに、指導・助言することで授業改善を推進するとともに各校における講師の招聘や先進校視察に係る経費等を支援し、各校の先進的な取組を支援する。 また、「尼崎市版 授業改善の視点」を見直すとともに、「中学校版学力向上の手引き」を作成する。					

◆理数探求事業 <主担当課：学校教育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	中学生が研究・開発の実体験を通して、そこで抱く疑問を解決したいという意欲を引き出し、研究・開発のための仮設検証のスキルを育てる。					
取組と成果	中学生がモデルロケットを用いて実際に打ち上げを行い、飛行に与える影響を航空力学的な観点から体験的に学んだ。その結果、8割以上の参加者が、キャンプの参加前と比べて、理科研究に対する興味、関心が「高まった」「とても高まった」と回答した。			○		
課題	中学校への周知方法等に課題があったため、定員34人に対して参加者数が14人と少なかったため、周知方法等について検討の必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	理数教育への興味関心や、さらなる探求心を育むため、前年度とは異なるテーマによる先進的な観察・実験等を実施する。 また、参加募集にあたっては余裕のある募集期間を設定するとともに、学校だけでなく直接教育委員会に申し込めるようにする。					

◆英語教育の推進 <主担当課：学校教育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	コミュニケーション（話す力・聞く力）を中心とした国際社会で活躍できる英語力の育成を図る。					
取組と成果	全ての小・中・高・特別支援学校にALT（外国語指導助手）を派遣するとともに、外国語活動の授業支援として、JTE（外国語活動指導補助員）を小学校に配置した。令和元年度「あまっ子ステップ・アップ調査」における「英語の授業が好き」と答えた小・中学生の割合は、54%、文科省調査における「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で34%であった。			○		
課題	令和2年度から全面実施される新学習指導要領において、小学校5・6年で外国語が必修となることを踏まえて、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図る必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	ALTを15名から23名に増員する。また、中学2年生におけるコミュニケーション力調査を実施するとともに、コミュニケーションを重視した授業づくりに関する実践的研修の導入を行う。					

◆体力・運動能力の向上 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
目的	児童生徒の運動意欲や体力、運動能力の向上を図るとともに、教員の指導力向上を図ることで、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質・能力の高揚をめざす。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
				○		
取組と成果	体育研究会が中心となり、教員研修や授業研究などを行い、体育授業の改善に努めた。					
課題	本市児童生徒の体力・運動能力は、スマホの普及や運動場所の減少などにより、全国や兵庫県の平均と比較すると、走・跳・投・柔軟性・持久力に課題が見られることから、体力、運動能力、運動意欲の向上に取り組む必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	全ての小・中学校での体力テストを実施するとともに、スポーツに関する専門的知識を持った指導員を小学校へ派遣する。体力向上研究部会を設置し、新たな指導法等について研究するとともに、体力向上に関わる研修会等を実施する。 また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業の影響を踏まえた、児童生徒の運動意欲や体力、運動能力の向上に向けた取組を進める。					

◆あまっ子ステップ・アップ調査 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
目的	児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、平成30年度から開始した「あまっ子ステップ・アップ調査」の調査結果を踏まえた学力向上策を全小中学校で展開するための研修を行う。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
				○		
取組と成果	平成30年度に実施した調査結果に基づいて、令和元年度は年間6回の研修を行った。そこで、各校の学力向上プランを作成し、その実践報告を通して、学力向上に関する有効な手立ての共有化を図った。また、令和元年度の冬に2度目の調査を実施して経年変化を比較したところ、小学校においては学力向上の成果がみられた。					
課題	経年変化を比較することで、効果的な手立てを行えた学校が鮮明になった。特に効果のあった学校における取組を綿密に調べて一般化することが、今後の課題となる。また、中学校においては、教科担任制であるため、小学校と同一の手立てでは難しいことが課題となっている。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和元年度の取組が効果的であった学校を分析し、それを全校で共有することにより尼崎市全体の学力向上を図るとともに、中学校においては、各教科研究会に働きかけること等を通して、これまで以上に学力向上の取組に寄与する手立てを工夫する。また、「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果データの保管方法等について運用の基準を整理する。					

◆未来の学び研究事業 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	社会の変化に伴う新しい教育課程に対する、先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図る。					
取組と成果	平成 28 年度から実施してきた「アクティブ・ラーニング学習モデル事業」を進めていくなかで、一定の実践事例が蓄積され、教職員の授業改善に効果がみられた。児童生徒の主体的・対話的で深い学びをより一層促進するために、今後は児童生徒の「学習の基盤となる資質・能力」である情報活用能力や問題発見・解決能力等を育成していく。			○		
課題	新学習指導要領で示されているように、予測不可能な変化の激しい社会を生き抜くために必要な資質・能力を教職員がどのように育成するかが課題となる。また、GIGA スクール構想による「児童生徒一人一台 ICT 環境」の視点を含め、新しい課題の解決に向けた先進的な研究を行う必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 2 年度の取組方針 (新規・拡充等)	ICT 活用研究部会及び STEAM 教育研究部会において、プログラミング教育における ICT 機器等を活用した効果的な学習モデル等の研究を行う。また、先進的モデル校を選定し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す新しい教育手法に関する研究を行う。さらに、研究部員やモデル校の教員による先進的な取組をしている学校や地域への視察を支援し、発表会などを通して、市内の学校への還元を図る。					

(このページは白紙です)

3 高等学校教育 ー市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成ー

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校3校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつなげられるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校3校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施



◆市立高等学校の特色づくり推進

＜主担当課：幼稚園・高校企画推進担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	市立高等学校3校がそれぞれの特色を伸ばし、市立高等学校のさらなる魅力化を図る。					
取組と成果	市立高等学校3校がそれぞれの特色を活かした取組（尼崎：学力向上、尼崎双星：音楽類型レベルアップ、琴ノ浦：自立支援）のほか、令和元年度から、高校生がこれからの生きる力を育むため、民間企業等と連携した課題解決型学習に取り組んだ。			○		
課題	琴ノ浦高等学校において、発達障害等特別な支援を要する生徒数が増加し、従来の自立支援を目的としたスタディサポートだけでは授業に参加できない生徒が出ており、それらの生徒への今まで以上の支援が必要だと考える。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	課題解決型学習については、引き続き3校の特色に応じたプログラムに取り組む。 琴ノ浦高等学校においては、新たに通級による指導実践研究事業を実施し、特別な支援を要する生徒の学習、生活上の困難の克服または改善を目指す。 また、体罰根絶に向けた有識者会議から示された「専門科目の一部と運動部活動が一体化している現状に対し、自分の専門とする競技に関する技能を運動部活動で伸ばすだけでなく、スポーツの振興を担うに足る幅広い知識と技能を学ぶことができるような教育課程を編成する改革を実施すべき」との意見を踏まえた市立尼崎高等学校体育科のカリキュラムの見直しを含めた、高等学校の新学習指導要領に基づく令和4年度のカリキュラム改訂に向けた検討を開始する。					

4 豊かな心の育成、いじめ防止 —他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かくに対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

◆情報モラル教育の推進 ＜主担当課：いじめ防止生徒指導担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	スマホ等 SNS 機器を利用したネットいじめ等の未然防止には若年令からの対応が急務となっている。児童自らがスマホ等の使い方について考える機会を持つことにより、節度あるスマホ等の使い方を浸透させる。					
取組と成果	令和元年度は、小学校 36 校、中学校 15 校、高等学校 3 校で民間業者や警察等関係機関を講師として情報モラル研修を実施した。また、小学校 5 校、中学校 5 校は、すでに校内でスマホルールを策定している。				○	
課題	小学生のスマホ所持率が増加し、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きている。早い時期から児童自身がスマホの扱いについて学び、情報モラルを身につける必要がある。また、保護者が情報モラルについての研修等を受ける機会は少なく、学校が企画しても参加者がごく一部に限られているのが現状である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	市内全ての小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し出前授業を行う。出前授業を通して児童の情報モラルを向上させ、スマホ等の利用に際して、必要なルールを主体的に考えていくための一助とする。また授業参観の日に出前授業を実施することにより、保護者も参加しやすくし親子でスマホルールについて考える機会を作る。					

◆学校支援専門家の派遣 ＜主担当課：いじめ防止生徒指導担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	学校が抱える問題が複雑化・深刻化することにより、これまでの学校の対応では困難で、かつ緊急性が高い状況が見られることから、より高い専門的支援を行うことにより、学校が自信を持って対応し、問題の早期解決を図ることを目指す。					
取組と成果	令和元年度、医療分野では、発達に課題のある児童生徒の対応についての助言を得て、各学校の実践に活かした。法曹分野では、学校だけでは対応に苦慮する事案について、法的な根拠をもとに助言を頂き、学校は自信を持って対応できた。教育分野では、自殺予防教育に取り組むための助言を得た。				○	
課題	保護者の多様な要求に対して、学校では対応できない事案が増加している。また、教育分野や心理分野において、学校がより活用できる体制づくりが必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	法曹分野については、今後ますます学校だけで対応することが困難な事案が増加することが考えられ、弁護士を3名へ増員する。教育分野では1名専門家を入れ替えた。教育分野や心理分野については活用が低いことも受け、教育委員会からさらに周知することにより、いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等の助言や校内研修等に活用するよう推進する。					

◆いじめ対応 ＜主担当課：いじめ防止生徒指導担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	中学女子生徒の自死事案に対し、尼崎市いじめ問題対策審議会（第三者委員会）から再発防止策の提言がされ、それを受けて再発防止策に取り組んでいる。各学校においては、いじめ対応の理解を深め、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。					
取組と成果	年2回の学校訪問で各校の取組の確認、助言を行い、リーフレットや手引きを作成し啓発に努めた。また2学期からは市内統一のアンケートを実施した。それらの成果もあり、いじめ認知件数は大幅に増加した。				○	
課題	いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知に繋がっていないなど学校間格差等が見られる。いじめの対応についてはさらに教員の感度を上げる必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	各校の良い取組事例等を市内に広める。教育委員会による学校訪問を行い、校内体制作りへの指導・助言を行うとともに、アンケートの適切な実施時期について検討する。また、市長部局の子どもの人権に係る相談・仲裁組織との連携を図る。 さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業により生活リズム等が乱れた児童生徒の心のケアに努める。					

◆いじめ防止研修 ＜主担当課：学び支援課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市で発生した中学女子生徒の自死事案に関する尼崎市いじめ問題対策審議会（第三者委員会）の提言を踏まえ、二度と同様の事案が発生しないようにするため、小・中・高等学校の全教職員に対し、いじめに関する感度の向上、危機管理対応、SNS対策等の研修を実施し、いじめ防止及び開発的指導に関する知識・技能を確実に定着させる。					
取組と成果	管理職対象に「危機管理マネジメント研修」、「危機管理事例研修」、「学校での事前予防～自殺予防教育の考え方～」、また、生徒指導担当者対象に「いじめ対応策の持つ意味」、「SNS対応研修」、「ゲートキーパー入門講座」の研修を実施した。各学校では伝達研修を実施することで、教職員へ研修内容を周知した。				○	
課題	管理職や生徒指導担当者を対象にいじめ予防研修を実施したが、学校によって温度差がある。指導の徹底のため、引き続き行っていく必要がある。個々の教職員にも温度差があり、管理職や教職員の感度を一層高める内容の研修をする必要がある。一部の教職員だけに対応し、校内で十分に情報共有されていないケースがある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	若手教員や中堅教員、主幹教諭を中心に、各年次研修の中で具体的な事例をあげて研修を行い、職員一人ひとりのいじめの感度を上げていく。教職員のいじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげていく。いじめ防止生徒指導担当と連携し、より効果的な研修内容を模索していく。					

(このページは白紙です)

5 不登校対策 — 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設



◆教育相談の実施 ＜主担当課：こども教育支援課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、教育委員会事務局にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消等を図る。					
取組と成果	スクールソーシャルワーク推進事業では、迅速な対応に努めたことで活動件数が増加し、学校における認知度も向上した。また、匿名報告アプリ活用事業では、いじめの脱傍観者授業を全ての中学校で実施し、令和元年度の登録件数は188件であった。さらに、教育相談事業では、いくしあ内でカウンセラーが関係課と連携することで、虐待や発達課題に関係する事案への支援を行うことができた。				○	
課題	スクールソーシャルワーク推進事業においては、現在の6名体制では全ての小・中学校に関与することができなかった。また、匿名報告アプリ活用事業においては、登録を本人の自主性及び家庭に任せていることから登録件数が少ない状況であった。そこで、今年度は多様な機会を通じて登録を促し、その増加に努めたい。さらに、教育相談事業では、ここ5年間で相談件数が毎年減っているため、より一層の充実した事業に見直す必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	スクールソーシャルワーク推進事業では、スクールソーシャルワーカーの増員により、全ての小・中学校に関与できるように対応していく。また、匿名報告アプリ活用事業では、高校への事業拡充を行い、相談体制の強化を図る。さらに、教育相談事業では、いくしあ内での連携を強化するとともに、学校等における相談活動の充実を図る。					

◆教育支援室の運営 ＜主担当課：こども教育支援課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	教育支援室は、不登校児童生徒を対象として学校以外の学びの場及び居場所として運営するとともに、不登校児童生徒個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。					
取組と成果	子どもの育ち支援センター内に「教育支援室ほっとすてっぷ EAST」を設置するとともに、地域総合センター水堂内に公設民営の「教育支援室ほっとすてっぷ WEST」を設置し、両教室とも定員を満した。また、「サテライト教室」を火曜日の午前と水曜日の午後に固定し、琴城分校では週を通して開設したことで、利用者が増加した(H31:27人→R2:45人)。さらに保護者支援として「不登校の子をもつ親のつどい」を年2回実施した。				○	
課題	「教育支援室」については、通級者が固定化され、社会的自立に向けた次の動きにつなげることが難しかった。また、登録をしたものの、継続的な通級につながらなかった児童生徒もいた。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	不登校児童生徒が安心して通級できる「教育支援室」や「サテライト教室」の運営に努めるとともに、不登校児童生徒のニーズを丁寧に聞き取り、在籍校とも連携しながら、段階的な社会的自立等につなげていく。また、受け入れ人数の確保のため市域南部に新たな教室の設置を検討する。さらに、「不登校の子をもつ親のつどい」では、保護者とともに教職員も学べる場を設定していく。					

◆不登校対策 <主担当課：こども教育支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	ハートフルフレンド派遣事業や体験活動を通じて、不登校児童生徒が将来について主体的にとらえる力や社会的に自立する力を醸成する。また、研修を通して、教職員の不登校等に関する対応力の向上を図る。さらに、学校環境適応感尺度「アセス」の結果を活用することで、不登校の要因・背景等の把握等を通して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努める。				○	
取組と成果	不登校やひきこもり傾向の児童生徒等に対して、大学生や社会人等のボランティアが心のふれあいを通して、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、教育機会確保法に係る研修を通して、教職員の不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方の周知に努めた。				○	
課題	ハートフルフレンド推進事業における人材確保と質の向上について検討が必要である。また、不登校の要因が多様化・複雑化しており、要因分析を進めるとともに、いくしあ内での連携を密にした不登校児童生徒への支援が必要である。さらに、教職員が不登校児童生徒の理解、特に発達特性のある児童生徒への理解を深められる研修が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	ハートフルフレンド派遣事業において、登録したボランティアの研修を進めるとともに、養成と資質向上のためのハンドブックを作成する。また、不登校児童生徒や発達特性のある児童生徒への理解を深めるための教職員向け研修の充実を図る。さらに、ヤングケアラー（家族の介護を行い、その影響が学業や日常生活に及んでいる18歳未満の子ども）支援を実施していく。					

(このページは白紙です)

6 特別支援教育 —インクルーシブ教育システムの展開—

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実



◆インクルーシブ教育システムの構築に向けた検討 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市特別支援教育における課題について検討し、合理的配慮とその基礎となる基礎的環境整備に取り組み、児童生徒の実態に応じた多様な学びの場で適切な教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育システムの展開に向け、今後の特別支援教育の方向性を定めた「尼崎市特別支援教育基本方針」を策定する。					
取組と成果	「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」において、医療的ケア児への支援、就学指導の在り方、学校園における人的支援体制、あまよう特別支援学校のセンター的機能等について検討する。また、本市特別支援教育の方針を策定することで一人ひとりの児童等に対し、きめ細かな教育的支援ができ、全市的なインクルーシブ教育システムの展開を目指すことができる。			○		
課題	医療的ケアを含め、特別な教育的支援を必要とする児童等を取り巻く環境や教育的支援の在り方が変化中、本市においては対象となる児童等が増加している。このような状況を踏まえ、就学指導の在り方の検討、教育支援員、生活介助員等の人的支援、医療的ケア児童等への支援の拡充、あまよう特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実が課題である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」を設置し、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」、「尼崎市教育振興基本計画」の趣旨を踏まえ、「尼崎市特別支援教育基本方針」を策定する。学校園に基本方針の冊子を配布し、研修会を実施する。基本方針にのっとり、共生社会の基礎となるインクルーシブ教育システムの全市展開を目指す。					

◆特別支援教育サポートシステム事業 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	通常の学級に在籍する発達障害等により特別な支援を必要とする幼児児童生徒（以下児童等）、並びに特別支援学級に在籍する児童等の学習面・行動面等の支援体制を充実し、学力向上を図る。					
取組と成果	LD、ADHD等の発達障害を有し、特別な支援を必要とする児童等が在籍する学校園（45校園）に131名の特別支援ボランティアを配置し、学級担任、教育支援員を補助し、学習面・行動面における支援の充実を図った。 また、23名の教育支援員を希望する小中学校に配置し、学級経営や学習指導がスムーズに行われる体制を作ることができた。			○		
課題	特別支援学級在籍者、通常の学級に在籍する発達障害等により特別な支援を必要とする児童等が年々増加しており、一人一人の児童等に対してきめ細かな教育的支援を行うためには、人的資源の増員による環境整備の充実を進める必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	特別支援ボランティアを年度当初から活動できるようにし、適正な配置に努める。また、令和2年度主要事業であるインクルーシブ教育システム検討事業において、「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」を設置し、基本方針を策定する中で、特別支援ボランティアの、教育支援員、生活介助員等の人的支援のあり方について検討していく。					

◆**看護師派遣業務委託事業** <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
目的	あまよう特別支援学校の児童生徒のスクールバス送迎中及び在校時等において、医療行為が必要な児童生徒の安全を確保するために、民間機関（病院）に委託して、看護師を派遣する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
				○		
取組と成果	病院と委託契約を結び、児童生徒数に応じた看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して必要な医療行為を行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。					
課題	あまよう特別支援学校では児童生徒数の増加とともに、人工呼吸器等を使用する児童が増加し、障害の重度化が進んでおり、必要な医療行為も多様化している。十分な医療行為を行い、児童生徒が安心して、安全な学校生活を送るためには看護師の増員、質の向上が不可欠である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の 取組方針 (新規・拡充等)	令和2年度は看護師を1名増員し、医療行為を必要とする個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな医療行為を行うことができる体制づくりを進める。さらに、「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」においても、市内小・中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対する環境整備と看護師派遣事業の充実に向けて検討していく。					

(このページは白紙です)

7 教育環境の整備 — 未来社会を生きるための教育環境の実現 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化



◆学校施設マネジメント計画の策定 < 主担当課：施設課、設備整備担当 >

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後 40 年以上経過した校舎等が 6 割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保する。					
取組と成果	施設の改築や改修の予定、トータルコストの縮減手法など、学校施設の適切なマネジメントのための検討を行った。					
課題	全庁的な他の公共施設との整合性を図るとともに、財政負担を踏まえた検討を行う必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 2 年度の取組方針 (新規・拡充等)	関係部局と連携し、多目的な活用方法も含めた学校施設の適切なマネジメントのための検討を進める。	○				

◆衛生的なトイレの整備 < 主担当課：施設課、設備整備担当 >

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	小学校のトイレ整備については内装を全面改修するとともに、給排水、設備管などの設備も全面改修し、湿式のトイレを乾式のトイレへ改修（ドライ化）するもの。便器についても和式から洋式に改修し、児童が利用しやすい、清潔で明るいトイレで衛生的かつ健康的な学校生活環境を整備する。					
取組と成果	平成 25 年度から小学校のトイレの整備（ドライ化）に取り組み、これまで 10 校実施し、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置した。トイレ棟 1 棟以上を整備した学校の割合は 92.7%。全便器数のうち洋式便器化された割合は 62.8%である。 令和元年度は、幼稚園のトイレについても一部便器を洋式化した。					
課題	トイレ整備には多額の経費がかかることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。 令和元年度に入札不調となった竹谷小については補正予算などの対応が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 2 年度の取組方針 (新規・拡充等)	未整備校の明城小、武庫南小の整備を進めるとともに、中学校・幼稚園の取り組みについても検討していく。	○				

◆学校環境における危機管理 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	児童生徒が安心安全な環境で学校生活を過ごす。					
取組と成果	全ての小学校及び特別支援学校において、カメラ付きインターホンや遠隔施錠システム、安全管理員、防犯カメラなどを活用し、一定の安全環境の最適化を図ることができた。					
課題	平成13年に設置した「県警ホットライン」や、平成16年に設置した「遠隔操作式施錠装置」、「カメラ付きインターホン」が、いずれも老朽化が進んでいることから、順次、取替工事に着手していかねばならない。特に「県警ホットライン」は充電電池が消耗しきってしまい、停電時に使用できない状態があったり、老朽化から起こる原因不明の県警への誤発報も確認されており、早急な対応が求められる。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	まずは、当時県と共同で設置した「県警ホットライン(2台/校)」の取替工事を実施する。また、防犯カメラを含めたこれらの学校安全関係機器について、学校に対し管理運用の徹底を図り、これまで以上に安心安全な学校環境を整える。 また、学校園で起こる事故に対しては、再発防止のため、学校園からの報告項目を充実させ、検証と原因分析を行い、すべての学校園に対する情報提供と防止策の周知、徹底を行う。	○				

◆就学にかかる保護者の負担軽減 <主担当課：学事課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に、学用品費等の一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。					
取組と成果	日々必要な学用品費だけでなく、新入学学用品費や修学旅行費など一時的な経費に対しても支給対象としており、保護者の経済的負担の一助となっている。また、新入学学用品費は、小・中の入学前にも支給できるような仕組みとしており、一時的に家庭の経済的負担が増大するときにも対応できている。			○		
課題	令和元年度予算において一定額の支給単価の増額を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったところである。一方で、小・中学校の入学時をはじめ、学用品等の種類によっては、保護者にとって必要以上の負担となっていることも考えられるため、引き続き、軽減に向けた取組を検討する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和元年度の支給単価の増額状況も踏まえ、学校生活における学用品等の保護者負担の状況を詳細に把握するなかで、学校教育課と連携して、引き続き、保護者の負担軽減に向けた取組を検討する。					

◆学校給食費の公会計化 <主担当課：学校給食課>

		施策評価との関係				
目的	学校現場で徴収管理している給食費を市の会計に組み入れる公会計を令和3年4月から導入し、学校給食費の徴収管理に係る教員の負担軽減や会計の透明性の確保、保護者の利便性向上などを図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	公会計の実施に向け、徴収管理システムに関する必要な経費の予算計上を行うなど公会計化の移行準備を推進した。			○		
課題	令和3年4月の公会計の円滑な導入に向け、学校・保護者へ公会計の説明、給食費徴収管理システムの構築等、必要な取組を着実に進める。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校給食費を令和3年4月から市の歳入歳出予算に計上する公会計化の実施に向け、業者選定などを含め、適正な債権管理を行うための給食費徴収システムの導入などを進める。					

◆中学校給食の実施に向けた取組 <主担当課：中学校給食担当、中学校給食整備担当>

		施策評価との関係				
目的	給食センター整備運営事業を計画的に進め、令和4年1月から全中学校で一斉に給食を開始する。中学校給食を実施することで、成長期にある中学生の心身の健全な発達に寄与するとともに、中学生の食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養うため、給食を生きた教材として活用した食育を推進する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	PFI法に基づき、給食センターの整備・運営を行う事業者の選定を行い、事業者と事業契約を締結し設計に着手した。また、各中学校に配膳室を整備するための設計を完了するとともに、給食開始にあたっての受入れ体制について、学校現場と情報を共有するための会議を行うなど、着実に取組を進めた。			○		
課題	令和4年1月からの中学校給食の開始に向け、給食センターの整備を進める上で、着工に必要な建築基準法第48条ただし書きの許可を得るために周辺住民の理解が必要不可欠である。また、中学校においてこれまでに経験のない給食事業を円滑に行うにあたり、学校現場から教員の参画を求め、実効性のある各種マニュアル等を作成するために必要となる複数の会議を運営していくほか、先行して取組みを進める小学校給食公会計化に併せて、中学校給食においても必要となる手続き等を遅滞なく進めていく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和4年1月からの中学校給食の開始に向け、PFI手法による給食センター整備運営事業を計画的に進めるにあたり、令和2年度はPFI事業者による設計・建設等に対するモニタリングを実施するとともに、着工に係る建設地周辺住民の理解を求めめるための説明会等を行う。 また、運用面については、学校や保護者等で構成する「中学校給食運営会議」を設置し、給食費の設定等、給食に関する運営事項を協議するほか、給食指導マニュアルを策定するなど着実に取組みを推進する。					

◆教育 ICT 環境の整備 ＜主担当課：学校企画課＞

		施策評価との関係				
目的	教育 ICT の環境を「分かりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成」、「セキュリティ強化」、「校務の情報化による業務の効率化」という視点で一層の充実と適正化を図ることで、児童生徒及び教職員の ICT を活用する基盤を整備する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
	ICT コンサルタントの専門的知見をもとに、校内通信ネットワーク環境や校務用及び児童生徒用パソコンの配置をはじめとする教育 ICT 環境整備について、必要となる児童生徒用パソコン台数や校務効率化の手法の検討を行ったうえで、実施案の作成を行った。 なお、令和元年 12 月下旬に国から示された GIGA スクール構想の通信環境等への対応については、国庫補助を活用するため、令和元年度 2 月補正で予算措置を行い、令和 2 年度に校内通信ネットワーク環境（有線・無線）及び端末キャビネットの整備を行う予定である。			○		
課題	GIGA スクール構想における小・中学校の児童生徒 1 人 1 台端末の整備への対応については、さらなる検討が必要である。また、分かりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成の観点から、授業における ICT 機器の効果的な活用方法の検討を行う必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
	引き続き国の補助金を活用し GIGA スクール構想における校内通信ネットワーク環境（有線・無線）及び端末の充電キャビネットの整備を行う。また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業の影響を踏まえた児童生徒の学びの保障に向け、国の GIGA スクール構想に対応した教育 ICT 環境の整備を進める。					
令和 2 年度の 取組方針 (新規・拡充等)						

(このページは白紙です)

8 教員の育成・勤務環境の整備 — 児童生徒と向き合える環境の整備 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT 環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発
- ・ 教員の負担軽減などに向けた学校給食費の公会計化

◆部活動指導員の配置 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	部活動指導体制の充実推進と教員の負担軽減を図る。					
取組と成果	部活動指導員を中学校に5人配置した。 部活動指導員が配置されたことで、顧問が会議や出張の際にも生徒を指導することができた。また、土日の試合等の引率を部活動指導員が担うことにより、顧問の負担軽減につながった。			○		
課題	学校のニーズに応じた人員の確保が難しく、年度当初から5人の配置ができなかった。 別途配置している課外クラブ技術指導者を含め、学校のニーズに応じた配置が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	部活動指導体制の充実推進と教員の負担軽減を図るため、引き続き部活動指導員を中学校に5人配置する。また、現在配置している課外クラブ技術指導者との役割分担等、指導体制の在り方について整理し、更なる配置校の指導体制の充実を図るとともに、教員の負担軽減にも取り組む。					

◆スクール・サポート・スタッフの配置 <主担当課：職員課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	児童・生徒の学力向上や課題解決を図るためには、教員が専門性を十分に発揮して児童・生徒への指導に取り組むことが必要であり、教員が専門的な事項に一層時間や労力を費やすことができるよう体制の整備を行う。					
取組と成果	全小学校及び特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを週 20 時間配置し、これまで教員が行っていた事務のうち、必ずしも教員が行う必要のないものをスクール・サポート・スタッフが行うことで、教員の負担軽減を図った。 教員の授業準備等の一部をスクール・サポート・スタッフが担うことにより、教員が子どもたちに向き合う時間が増え、特に小学校においては、児童がいる時間帯は、職員室には教頭しかいないことが多いため、スクール・サポート・スタッフが補助的にサポートを行うことで、教頭が本来すべき業務に取り組むことができた。			○		
課題	令和元年度は、導入初年度で、教育委員会・学校とも手探りでの実施となったため、スクール・サポート・スタッフが担う事務については、概ね校長に一任していたが、安全管理員の配置の縮小と同時に行ったため、スクール・サポート・スタッフが安全管理員の補完要員となっている学校も見受けられる。また、校長から、隣接校区の小学校の保護者がスクール・サポート・スタッフとなっている場合、職員室での会話を聞かれることに不安があるとの意見がある。なお、10 月からの導入であり、実績期間が短期であったことから、配置時間の拡大や中学校への配置について今後検討しておく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	当該事業の策定時点から、まず小学校に導入し、その成果を検証しつつ中学校に拡大することを考えていた。県費でスクール・サポート・スタッフを中学校1校に配置しているが、一定の効果が出ている。一方、小学校に対するアンケートでは、配置時間の拡大を求める意見が多い。そこで、令和3年度に向けて、中学校への拡大(全校実施、順次拡大)、小学校での配置時間拡大のいずれにするのか、当該事業の拡大の方向性を定める。また、上記課題に掲げている事項への対応も整理する。					

◆体罰防止研修 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
目的	体罰防止に対する教職員の意識改革をはじめ、意識の醸成や意欲向上を図り、体罰根絶を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	尼崎市立尼崎高等学校等で発生した体罰事案や全学校・園で実施した体罰アンケートの結果を受け止め、兵庫県教育委員会が作成した「No!体罰」を幼稚園、小・中・高・特別支援学校の全教職員へ配布し、校内研修を実施した。また、該当教職員への研修、該当校の教職員への研修を継続的に実施した。				○	
課題	一層の教職員の意識改革などのため、管理職や教職員、部活動関係職員と対象を絞って研修を実施していく必要がある。体罰の防止に向け、体罰に関する正しい認識を持つことができる研修を実施する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	体罰再発防止の取組を一層強化する必要性から、外部の専門機関に委託し、3年間を集中期間として、対象を明確にした体罰防止へ向けた教職員研修を特別研修として実施する。体罰によらない指導、教職員のきめ細やかな指導につながる研修を実施する。					

◆体罰実態調査 <主担当課：体罰調査特命担当>

		施策評価との関係				
目的	市立全学校園における体罰や暴言等の実態を調査し、それぞれの対策を講じるとともに、体罰等が根絶された教育環境づくりを目指す。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	アンケートに児童生徒が「体罰を受けた」、教員自らが「体罰をした」と記載されていた書き込みのうち、特定の教員に関する記述が多いもの、内容が悪質なものを優先し、教職員や児童生徒等へ聞き取りを行った上で、その事案が体罰かどうかを判断し、必要に応じて県教委へ報告を行っている。優先事案のべ約400件のうち、事案発生時期が古いものや友人から暴力を受けたなど調査対象外のもの、被害者側に事実確認できないなど調査不能となったものは約170件、指導の範囲内で体罰ではなかったものは約70件、体罰と疑われるものは約70件、現在も調査中のものは約90件である。優先事案以外の事案については、優先事案の調査の参考材料として活用しているほか、調査する中で各教員へ体罰についての理解や注意喚起となるよう活用している。					
課題	非常に多くの情報が寄せられていることに加え、関係者の情報が食い違うことも多く、また、比較的程度の軽い体罰についても積極的に調査しており、認定にかなりの時間を要している。 学校現場において、体罰等に対する認識が十分ではなく、児童生徒への指導において支障が生じる懸念がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	対象教員との面談等を通じて、体罰に関する指導を行うことにより再発防止に繋げていく他、今後の体罰調査に活用できるよう調査方法のノウハウの整理や体罰判断の具体的な基準作成を行う。令和2年度に子どもの人権侵害に関するアンケート調査も実施されることもあり、早期に調査完了を目指す。					

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 - 学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり -

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

◆学社連携の推進 ＜主担当課：社会教育課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	地域の方々の活動や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上、地域の活性化を図る。					
取組と成果	令和2年4月から、地域学校協働本部を小学校全校に設置し、地域学校協働活動が継続的・発展的に展開されるよう、研修会・交流会の実施や活動の手引書の作成を行った。また、昔あそび、稲刈り体験や防災教室など、学校を核として地域と学校が連携・協働して一体となった様々な取組みが、子どもたちの豊かな学びや経験の提供につながっている。	○				
課題	「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、教職員全体への意識啓発、制度の浸透等に取り組む、これまで以上に地域と学校の連携を深めていく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	「地域とともにある学校づくり」を実現するため、教職員やPTA、地域住民への研修や出前講座を実施する。 また、モデル校において「コミュニティ・スクール」を導入し、ノウハウを蓄積する。					

◆人権啓発活動・リーダー育成事業 ＜主担当課：社会教育課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）についての理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。 また、市民の人権学習研修会等で助言する市民のリーダーを育成することにより、人権学習の推進と充実を図る。					
取組と成果	市民啓発資料は「子どもの人権」をテーマとして作成し、保育所から高等学校まですべての児童・生徒及び市民に広く配布した。また、人権教育小集団学習事業については、オピニオンリーダー及び人権啓発推進リーダーを活用し、保護者等を対象に1年間継続した相互学習を実施したことで、人権を身近な問題として考える機会となり、人権教育の効果的な活動となっている。					
課題	共働き家庭の増加等により、幼稚園の巡回講座の実施や小集団学習の継続が難しくなっているため、活動支援を進めるとともに、保護者等が参加しやすい新たな学習機会の提供について検討が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	人権教育小集団学習事業については、学習会を継続していただく為に支援をするとともに、年間8回とした学習回数を年間6回以上の人権学習会の実施に変更する。また、新たに学ぶ機会を提供する事業として、活動内容をコンパクトにした「じんけん学習サポート事業」を実施する。					○ 05-2

◆少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業 <主担当課：社会教育課>

		施策評価との関係				
目的	問題行動を起こしている青少年の早期発見・早期指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	補導委員による市域全体での青少年の見守り、補導活動を行うほか、教職OB嘱託員による補導活動において対応した青少年について、学校、家庭と連携を図り指導を行った。 また、インターネットの普及により青少年の問題行動が見えにくくなっている中、健全育成会議で情報交換を行うとともに、青少年の健全育成・非行化防止について補導委員向け研修や市民啓発を行った。					
課題	青少年の遊びがインターネットを介したものに変わり、問題行動が目につきにくく、指導が難しくなっている。 登下校の子どもの安全の確保や児童虐待等については、地域による見守りが益々重要となっているが、補導委員の担い手は減少している。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の 取組方針 (新規・拡充等)	非行の形態がインターネットを使用したものに変化してきていることや、青少年の見守りのニーズが高まっていることを踏まえ、補導委員が減少する中、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。		○			

(このページは白紙です)

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 —地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 令和2年10月開館予定の新博物館に合わせた魅力あふれる常設展示の構築、開館記念特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、(仮称)健康ふれあい体育館(地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設)の整備

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実



◆魅力ある展示事業の展開 <主担当課：歴史博物館>

		施策評価との関係				
目的	<p>尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開することで、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。</p>	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	<p>文化財収蔵庫は通年で休館中のため、総合文化センターや尼信会館を会場として所蔵資料を活用した展示会を開催した。 令和2年度の歴史博物館開館記念展の準備のため、展示資料の借用予定先で調査を行った。 田能資料館では特別展1回と企画展2回を開催した。</p>					
課題	<p>歴史博物館の常設展示については、リピーターの獲得に向けて魅力ある展示とする工夫が必要であり、特別展・企画展については、これを目当てとして市内外から多数の来訪者が訪れるような工夫が必要である。 田能資料館については歴史博物館の分館としての位置づけから、歴史博物館と連携した活動が課題である。</p>	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	<p>文化財収蔵庫の建物を改修し、令和2年10月10日に歴史博物館として開館する。歴史博物館の魅力ある常設展示を構築するため、専門業者への委託により展示パネル等を製作する。また、開館に先立ちPRを兼ねた企画展を総合文化センターで開催するとともに、開館記念事業として歴代尼崎藩主の業績を紹介する特別展を開催する。 田能資料館では開館50周年を記念した特別展を開催する。</p>				○	

◆歴史遺産の保存と活用 < 主担当課：歴史博物館 >

		施策評価との関係				
目的	文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。 歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	市内の指定・登録文化財件数は計116件（市指定が3件増）、文化財収蔵庫が所蔵する歴史博物館資料は27,199点（32点増）、地域研究史料館が所蔵する史料は329,713点（3,513点増）となった。 史料のデジタル・アーカイブ化の一環として、新市史『たどる調べる尼崎の歴史』をWEB上で公開する準備に取り組んだ。 富松城跡を活かすまちづくり委員会との共催によるウォークイベントを実施し、富松城跡の歴史遺産としての情報発信に努めた。					
課題	歴史的公文書等の保存・公開・活用について、庁内的な公文書管理の見直しを踏まえながら検討していく必要がある。 富松城跡の歴史遺産としての価値の発信・保存活用のあり方について、市民グループや学校等と連携して検討していく必要がある。 文化財保護のマスタープランとしての「歴史文化基本構想」の策定を検討していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	史料の保管スペースの確保や未整理重要文書群の公開・活用、デジタル・アーカイブ化、等について引き続き検討を進める。 富松城跡について、富松城跡を活かすまちづくり委員会との共催によるウォークイベントを引き続き開催するとともに、地域の学校における学習素材としての富松城跡の活用についての検討を行う。				○	

◆市民と共に歩む博物館の構築 < 主担当課：歴史博物館 >

		施策評価との関係				
目的	歴史博物館・田能資料館の活動に参画するボランティアを積極的に養成し、市民グループとの協働も図りながら、市民と共に歩む博物館を創出していく。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	文化財収蔵庫は休館中であるが、仮事務所で行うことができる活動や、学校等に出向いて行う活動には市民ボランティアの積極的な参画を得た。地域研究史料館では、史料整理・活用を市民ボランティアとの協働で行った。田能資料館では、田能遺跡サポーター倶楽部との共催で企画展を開催するなどの活動を行った。					
課題	歴史博物館開館後のボランティア養成や市民協働のあり方及び活性化、並びに持続可能な形態について検討する必要がある。また、ボランティア活動や市民協働の成果を広く発信していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	文化財収蔵庫・地域研究史料館において実施してきたボランティア活動を、歴史博物館の活動でも継続すると共に、ボランティア参加者の意見も聞きながら新たなボランティア活動についての検討を開始する。 田能資料館では、田能遺跡サポーター倶楽部の活動の範囲を拡充し実施する。				○	

◆市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進 <主担当課：スポーツ推進課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。					
取組と成果	誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための指針として、令和2年度から10年間を計画期間とする尼崎市スポーツ推進計画を策定するとともに、計画の進捗管理を行うための指標を設定した。健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.8%となり、前年度と比べ0.6%の増となった。また、市民のスポーツへの興味・関心を高めるため、聖火リレーの実施に向けた準備やのぼり・懸垂幕を本庁舎等に掲出した。		○			
課題	スポーツを行っている市民の割合を高めるためには、東京オリンピックや聖火リレー等と関連する市民の関心が高いスポーツ施策に取り組む必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催が延期となった東京オリンピックについては、聖火リレーや応援事業の実施に向けた調整を進めていくとともに、広報を積極的に行うことにより、市民の大会に対する更なる機運の醸成を図る。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西についても、市民の関心を高めることができるよう、大会に関連するイベントや情報発信に力を入れる。					

◆社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進 <主担当課：スポーツ推進課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。					
取組と成果	尼崎市スポーツ振興事業団が実施しているサルスースポーツ教室において、前年度と比較し教室の種類を増やし、より利用者のニーズに対応した事業を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止による約1か月間の休館により、利用人数は前年度と比較し24,800人減の363,379人となった。		○			
課題	利用者のニーズに合わせて事業の見直しを行い、参加者数の増加に努めているが、利用者からは、施設の老朽化についての意見が多く出ており、対応が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	旧耐震施設である武庫体育館については、老人福祉センターとの機能を統合した(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向け、設計業務及び環境影響調査等を実施する。サンシビック尼崎については、施設の大規模改修に向けた設計業務を実施する。					

◆図書館運営方針の策定 <主担当課：中央図書館>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市図書館行政の目的や方針を明確にするとともに、各種施策において個々の取り組みの目標を具体的かつ明確にし、どこに重点を置かなど方向性を定め、計画的に取組を進めるため図書館の運営方針を策定する。					
取組と成果	図書館行政における運営方針等が体系的に明文化されたものがない中であるが、図書館法その他関係法令に規定されている公共図書館としての目的に沿った事業を展開し、市民サービスに寄与してきた。	○				
課題	本市図書館行政の目的に向けた体系的な具体的方策が明確でなく、行政評価表等における適切・適正な目標指標を設定し難い状況であることから、適切な評価や改善につながる仕組みの構築が必要である。					
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休館中の機会を捉え、再開後の図書館サービスのより一層の充実に取り組みむとともに、図書館の運営方針について、令和3年4月からの施行に向け、調査、素案作成及び関係部会への議案提出等の準備を進める。					
		03-4	04-3	14-1	14-4	その他

◆図書に親しむ機会の創出 <主担当課：中央図書館>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	各種図書館事業の実施や、図書館以外で貸出・返却等のサービスを受けられる環境整備により図書に親しむ機会を創出する。					
取組と成果	ボランティアとの協働により、親子や妊婦を対象とした講座や対象児童の行事を実施した。また、中央・北図書館及び8生涯学習プラザ図書室並びにユース交流センター図書室を含めた11施設間を、図書館システムによりオンライン化することで市民サービスの向上を図ることができた。	○				
課題	市民1人当たりの貸出冊数及び図書購入費が、阪神間各市並びに類似都市と比較して依然として低水準にあること。また、普段は図書館を利用しない層の、来館促進に繋がる行事の企画が課題である。					
令和2年度の取組方針 (新規・拡充等)	市内の学校園等への団体貸出などにより利用を促進し、児童生徒が図書に親しむ契機や機会の創出を図る。また、市内の学校等と連携した事業を実施する。					
		03-4	04-3	14-1	14-4	その他

IV 参考

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 施策（事業）一覧

各論	施策(事業)名	主担当課	各論	施策(事業)名	主担当課
1 就学前教育			7 教育環境の整備		
	幼稚園教育の振興	幼稚園・高校企画推進担当		学校施設マネジメント計画の策定	施設課/設備整備担当
	就学前教育のあり方の検討	幼稚園・高校企画推進担当		衛生的なトイレの整備	施設課/設備整備担当
	市立幼稚園一時預かり事業	幼稚園・高校企画推進担当		学校環境における危機管理	保健体育課
2 義務教育				就学にかかる保護者の負担軽減	学事課
	学力定着支援	学校教育課		学校給食費の公会計化	学校給食課
	授業改善の推進	学校教育課		中学校給食の実施に向けた取組	中学校給食担当/中学校給食整備担当
	理数探求事業	学校教育課		教育ICT環境の整備	学校企画課
	英語教育の推進	学校教育課	8 教員の育成・勤務環境の整備		
	体力・運動能力の向上	保健体育課		部活動指導員の配置	保健体育課
	あまっ子ステップ・アップ調査	学び支援課		スクール・サポート・スタッフの配置	職員課
	未来の学び研究事業	学び支援課		体罰防止研修	学び支援課
3 高等学校教育				体罰実態調査	体罰調査特命担当
	市立高等学校の特色づくり推進	幼稚園・高校企画推進担当	9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実		
4 豊かな心の育成、いじめ防止				学社連携の推進	社会教育課
	情報モラル教育の推進	いじめ防止生徒指導担当		人権啓発活動・リーダー育成事業	社会教育課
	学校支援専門家の派遣	いじめ防止生徒指導担当		少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業	社会教育課
	いじめ対応	いじめ防止生徒指導担当	10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供		
	いじめ防止研修	学び支援課		魅力ある展示事業の展開	歴史博物館
5 不登校対策				歴史遺産の保存と活用	歴史博物館
	教育相談の実施	こども教育支援課		市民と共に歩む博物館の構築	歴史博物館
	教育支援室の運営	こども教育支援課		市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進	スポーツ推進課
	不登校対策	こども教育支援課		社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進	スポーツ推進課
6 特別支援教育				図書館運営方針の策定	中央図書館
	インクルーシブ教育システムの構築に向けた検討	特別支援教育担当		図書に親しむ機会の創出	中央図書館
	特別支援教育サポートシステム事業	特別支援教育担当			
	看護師派遣業務委託事業	特別支援教育担当			

令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書

(令和元年度事業・取組)

発行 令和2年8月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒661-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5657 FAX 06-4950-5658